

# 平成 **30** 年度第 2 回森林整備指針検討部会

## 議事録

日時：平成 **31** 年 2 月 6 日（水）午後 3 時 **30** 分から午後 5 時 **00** 分

場所：日本赤十字社 大阪府支部 402 会議室

## 大阪府森林審議会

### 平成30年度第2回森林整備指針検討部会

平成31年2月6日

【司会（鉄羅技師）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第2回森林整備指針検討部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府庁環境農林水産部みどり推進室森づくり課の鉄羅でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員5名中4名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

会議に先立ちまして、事務局を務めます大阪府環境農林水産部の出席者を紹介させていただきます。

みどり推進室長の原です。

【原みどり推進室長】 原です。

【司会（鉄羅技師）】 みどり推進室森づくり課長の池口です。

【池口森づくり課長】 池口です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（鉄羅技師）】 そのほか、紹介は省略させていただきますが、各農と緑の総合事務所地域政策室長、森林課長も出席しておりますので、申し添えます。

それでは、開会に先立ちまして、大阪府みどり推進室長の原よりご挨拶を申し上げます。

【原みどり推進室長】 こんにちは。原でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、どうもありがとうございます。お足元の悪い中というお話をさせていただく予定でしたが、昼からきっちり晴れ上がりましたので、その辺は省略させていただきます。

府域の森林を対象に将来のあるべき姿とそれを実現するための技術的な手法を示す大阪府森林整備指針を検討いただいておりますこの森林整備指針検討部会も、昨年10月以来2回目となりました。引き続きのご議論、よろしくお願い申し上げます。

ます。本日もよろしくお願いいいたします。

【司会（鉄羅技師）】 次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、裏面は配付資料一覧となっております。次に、大阪府森林審議会規程、委員名簿でございます。次に、配席図でございます。次から審議・報告関係資料になります。資料1、大阪府森林整備指針検討資料。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、部会に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田部会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田部会長、よろしくお願いいいたします。

【増田部会長】 皆さん、こんにちは。それでは、これから第2回検討部会を進めさせていただきたいと思っております。ご出席賜りまして、ありがとうございます。

それでは、最初に、本日の議事録の署名委員ですけれども、三好先生と栗本委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、本日の議事事項ですけれども、7月30日に開催されました第83回森林審議会で諮問のありました大阪府森林整備指針の策定について、2回目ですけれども、バージョンアップした内容をこれからご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

【浦久保森づくり課主査】 大阪府森づくり課の浦久保でございます。説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。

資料1のほうからご説明いたします。

2ページ目の右下に番号が振ってありますが、2ページ目をご覧ください。

まず、大阪府森林整備指針の構成と本日の予定についてご説明いたします。前は、ここでいう第4章の(3)までを議事事項としまして、森林区分の設定条件についてご説明させていただいたところです。今日は、前回は踏まえまして、再度この第4章の(3)をご議論いただいた後、第5章の内容についてもご審議いただければと思っております。また、本日の内容を踏まえまして、今回は、第6章でこの指針をどのように活用していくかのロードマップを検討していきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、3ページ目でございます。

前回の振り返りをまずいたします。前は、衛星画像をもとに作成した大阪府の林相区分図により、スギ、ヒノキ、広葉樹などの分布を紹介させていただきました。また、林業適地の条件として、傾斜斜度が35度以下、褐色森林土、そして、林道から200mとい

う3つの条件を提案いたしました。その条件設定について主にいただいた意見をこちらに記載しております。

主な意見としましては、決められた条件で一度オーバーレイをしてみたらどうかということ。それから、森林経営計画に条件を当てはめてみたらどうなるのか。また、森林団体が森林保全をやっているエリアを図面に落としたらどうなるのか。常緑広葉樹林はどういう状況なのか、現地確認が何点かで必要ではないかというもの。同じ広葉樹林の中でも、環境保全林となる森林、リスクがあるので府で手を入れる森林、放置する森林の3つに分ける必要があるのではないか。環境保全林という名称も工夫してほしいという意見。それから、リスク管理という視点から、府域の森林を区分する必要があるのではないか。防災上の危険エリアの抽出をし、反映できないかというご意見をいただきました。

そして、最後に、典型的なところを一、二カ所程度、精度を上げてケーススタディーを実施してみてもどうかというご意見をいただきました。

4ページ目ですけれども、それを踏まえまして、前回から行った作業についてご説明いたします。

まず1つ目ですが、3条件をもとにオーバーレイを実施いたしました。

お手元の資料2をご覧ください。

資料2-1は、3条件の1つである傾斜を図にしたもので、色の塗られているところが傾斜35度以下の場所です。

次に、資料2-2、1枚めくっていただきますと、褐色森林土の分布をあらわしております。これも条件の1つです。

そして、資料2-3ですが、路網から200mのバッファをあらわしたものです。この路網には、林道のほか、作業道も含まれております。

最後の資料2-4ですが、これら3つを重ね合わせた上で林相図を切り取ったものでございます。右下にそれぞれの面積を表にして載せておりますが、切り取った面積の合計は9,458haとなり、森林全体でいいますと約17%に当たります。また、スギ、ヒノキの人工林だけを見ると、府全体の人工林面積2万2,400haに対して、オーバーレイされたスギ、ヒノキが5,031haということで、約22%になります。これが林業適地のコアな部分と言うことはできたとしても、林業適地がここしかないと言うには少し絞り込みが過ぎるのであると考えられますので、この3条件を単純にオーバーレイするだけでは不十分であるということが言えると思います。

次に、森林経営計画について、条件当てはめのケーススタディーを行いました。

資料3をご覧ください。

現在の森林経営計画地50カ所の中から、北部地域で1カ所、南河内地域で2カ所、泉州地域で2カ所の合計5カ所を抽出いたしました。抽出方法としましては、①管内で計画区域面積が最も大きい地区、これはさまざまな林相を含む可能性が高いと考えられるために選びました。②としまして、間伐計画面積の率が最も大きい地区、これは人工林率が高く、林業経営がより盛んであると考えられるために選んでおります。①と②が同じ地区になる場合や同一市内にある場合は、②の次点を採用することにしました。北摂は1カ所としていますので、②の条件から抽出しております。

下の表は抽出地の基礎データを示したものです。面積が大きいもので河内長野や和泉の地区のように100haを超えるものもごございます。また、間伐計画の率が高いものとしては、千早赤阪村のように99%という箇所も抽出されております。

次のページの図面をごらんください。

これは森林経営計画区域、予定地を含みますが、林相図に落としたものでして、今回抽出した地区は赤丸で囲っているところです。

次のページからはケーススタディーの結果を載せております。

1ページめくっていただきまして、高槻市の17林班の森林経営計画地で見ますと、一番左の図は、林相区分図に路網から200mのバッファを重ね合わせたものです。路網については、ちょっと見にくいんですが、紫色は既存の路網、そして、ピンク色の線が計画の路網となっております、バッファの色も若干濃淡をつけております。

真ん中の図は、褐色森林土を薄いピンク色で、また、斜度35度以下の地域を斜線であらわしたものです。

右の表は、重ね合わせの結果を数字であらわしたものですけれども、これによると、既存路網のみで重ね合わせると、この全体66haのうちの約39haがカバーされることになり、カバー率は58.8%でした。これに計画路線のバッファを加えますと63haがカバーされることになりまして、カバー率が94.8%まで上昇しました。

次の千早赤阪村の4林班についても、同様の解析を行っております。ここは高槻市よりもさらに典型的なのですが、既存路網だけですと、ほとんど重なりがなく20.4%に止ましまして、このピンク色の計画路網のカバーを考慮しますと、カバー率は84.3%まで上昇しております。

次の河内長野市、12・13林班は、真ん中の図だけ見ていただきますと、35度以上の急傾斜地が多くなっておりませんが、計画路網をうまく迂回させることでカバー率を上げております。また、ここの特徴としましては、2林班をまとめて1つの森林経営計画としていることです。南側の林班だけでは急傾斜地が多く経営が困難であっても、その周囲の林班と一体的に施業を行うことで経営が可能になる場合もあるということがここで言えると思います。

次の和泉市においても、同じように2林班で1つの森林経営計画としておりまして、南の林班は急傾斜地が多いのですが、一体的に施業することで林業経営を行っているものです。ここも既存路網のみのカバー率は27.3%と低いんですが、計画路網を合わせますと98.1%までカバー率が上昇しております。

最後の岸和田市の5林班ですが、北側の部分は人工林が少ないため、あえて道は計画されておらず、計画路網を含めてもカバー率は79%ということになっております。

資料1のメーンのほうに戻っていただきまして、ケーススタディーについてまとめますと、傾斜35度以下の割合というのが57から100%でした。森林経営計画地では傾斜35度以下の割合が高かったと言えます。

また、褐色森林土の割合は95から100%ということで、こちらも割合が高かったと言えます。

そして、既設路網から200mの範囲は20から59%と少し低かったんですが、計画路網を含めた路網でいきますと75から98%とカバー率が上がっておりまして、既存路網が少なくても、計画して新設することにより搬出が可能になってくるということがわかりました。

次に、市民団体の活動エリアですが、資料4をご覧ください。

こちらで把握しております市民ボランティア活動地を図に落としまして、林相図に重ねております。活動の全体面積は約675haでした。これは森林全体の1.2%に当たります。

最後に、常緑広葉樹林の現地調査についてご説明させていただきます。

資料の5をごらんください。

前回のご指摘でもあったのですが、過去の林相図と比べますと常緑広葉樹が増えているということで、これらがどういう状態の広葉樹なのか、現地調査を16カ所で実施いたしました。ここで大きく4地域にまとめておりますが、現地で見られた樹種をその表にあ

らわしております、横軸に高木層または中・低木層、縦軸に常緑樹、落葉樹ということで4分類をしまして記載しております。この赤字で書いてある樹種が優先して見られた樹種です。

左上の箕面市や池田市のあたりの常緑樹林ですけれども、大径木から中径木のアラカシが多く分布し、その中に大径木のコナラが点在している状況でした。コナラ、アベマキにはカシノナガキクイムシの被害により立ち枯れが発生しておりました。下層植生には鹿の食害が発生しつつあるエリアでございました。

右上の高槻市のあたりですけれども、コナラはカシノナガキクイムシの被害を受け、マツはマツクイムシの被害が発生し、それぞれ倒木しているため、高木層はほとんど少ない状態です。倒木の周辺には中径木のアラカシやヒサカキ、ソヨゴなどが繁茂している状況でした。こちらも下層植生には鹿の食害が発生しつつありました。

中ほどの生駒山系の交野、四條畷のあたりですけれども、大径木のコナラ、クヌギにカシノナガキクイムシの被害が多く発生しているところでした。その跡地には大径木から中径木のアラカシが繁茂している状況です。一部でハリエンジュ等が繁茂している箇所も発生しており、ほかの樹種を被圧しつつあるところもございました。

一番下のほうの泉州の西部、泉南、阪南、岬のあたりですけれども、岬町付近ではウバメガシが見られまして、それ以外の地域ではアラカシを中心とした常緑樹林を形成していました。大径木の下にはヤブツバキ、トベラ、シャリンバイといった常緑樹が繁茂している状況でした。

資料5については以上です。

続きまして、資料1にまた戻っていただきまして、5シート目になります。

前回いただきましたご意見とその後に行った作業を踏まえまして、前回お示しした森林区分の条件について再検討をいたしました。

まず、林業適地、不適地を分ける条件についてですが、先ほどの森林経営計画のケーススタディーから、前回お示しした3条件が現状の林業経営地に即したものであるということが言えると思います。ただし、路網の条件のみ、既存路網ということだけでは不十分であるために、「計画路線を含む」という文言を追記することといたしました。

その下ですけれども、林業適地、不適地で分けた次に、前回ご意見いただきました防災対策の要、不要という条件を新たに追加しました。この条件の詳細はまた次の資料で説明いたしますが、林業適地はその条件により、経営優先型というものと防災配慮型という2

つに分類されることとなります。

一方、林業不適地の場合ですけれども、防災対策が必要なものは防災配慮型の環境保全林といたしました。また、防災対策が不要の場合であっても、生態系保全が必要な箇所やエコアップ、環境の復元が必要な場所については、生態系配慮型の環境保全林という区分に分けさせていただきました。そして、最後、どれにも当てはまらないものについては放置林といたしております。

下の6ページ目ですけれども、表に出てきました防災対策、それから生態系保全の条件の詳細についてここでご説明いたします。

防災対策については、山地災害危険地区のうち、家屋や道路・鉄道などのインフラ、また、経済活動に支障を及ぼす電線などの施設への被害が想定される箇所に当てはまるものをイエスということで考えております。

参考に載せておりますが、山地災害危険地区、大阪府内ですとランクA、B、Cに分かれておりまして、合計で約5,000haが指定されているところです。

その下の生態系保全・エコアップにつきましては、自然度が高いエリアや、希少種の生息地、市民活動が行われている箇所といったところがあれば、イエスと条件づけられると考えております。

参考までに、市民の活動地ですが、先ほどもありましたが、約675ha、そのほか、生物多様性ホットスポットといったような指定もありまして、森林関係でいいますと大阪府内で25カ所が指定されております。

ここで再度確認させていただきたいんですけれども、この森林整備指針というのは、今後、市町村が森林管理をしていく上でどういう森林を目指していけばよいかというのを判断するための指針でありまして、必ずしもエリアの色塗りをしていくものではないと考えております。検討の中で、例えば林班単位で考えて何%以上がカバーされていれば適地とみなすという細かい条件設定も考えてみたんですけれども、ケーススタディーでも出てきたように、条件が不利な場所であっても隣接する林班と一体施業する場合などが考えられまして、路網のつけ方にしましてもケース・バイ・ケースであるために、そうした細かい条件設定はここでは行っておりません。

続きまして、7ページをご覧ください。

次に、森林区分ごとの保育・管理方法についてご説明をさせていただきます。

先ほどの4の(3)の区分を横軸としまして、縦軸には前回把握できた林相の区分を入

れた表を作成しました。これの使い方ですが、この表を見て、例えば経営優先型の資源循環林内で区分された中のスギ・ヒノキの人工林が合った場合に、その保育・管理方法については、この表を見ると①の人工林施業ということで、それを当てはめていくというように使う表でございます。施業方法につきましては、①人工林施業、②里山林施業、③管理竹林施業、④管理マツ林施業、⑤針広混交林施業、⑥照葉樹林へ誘導の6タイプに分けました。

この林業適地と林業不適地での大きな違いとしまして、スギ・ヒノキの人工林のところを見ていただきたいのですが、林業適地では林業として成り立たせるための人工林施業を行っていくのに対しまして、林業不適地では無理して人工林を維持するのはやめましょうということで、針広混交林へと誘導していくという点が大きな違いです。

また、違いとしましては、特に生態系配慮型環境保全林の常緑広葉樹林のところをごらんいただきたいのですが、前回のご指摘の中でもありましたが、アラカシ等の単純な常緑広葉樹林よりも、より質の高い照葉樹林を目指していったほうが良いということで、照葉樹林へと誘導できるような施業を行っていくこととして、ここではあえて照葉樹林へ誘導という項目を設けさせていただいております。

また、林業適地、不適地の中で防災配慮型にそれぞれ分類されている森林については、通常の施業を行う中で防災の観点を取り入れた施業を求めていくこととしております。

ナラ枯れの被害地につきましては、放置すると危ないような危険箇所につきましては、倒木対策などを行った後に②の里山林施業に移行していきます。

その下の風倒木の被害地につきましても、早急に対応しなければならない危険箇所については、倒木整理をまず行うんですけども、その後は所有者の意向を踏まえながら、例えば全面がもう倒れてしまっている箇所につきましては、①の人工林に戻すもの、それから、②の広葉樹を植えて天然林に樹種転換していくものといった植栽方法が考えられます。また、スポット的に倒れてしまっている場所につきましては、例えば人工林の中に広葉樹を植えて針広混交林化していくといった対応を考えられますので、ここでは①、②、⑤としております。

次のページからは、それぞれ①から⑥について詳しく見ていきたいと思っております。

5の①人工林施業ですけれども、まず、保育・管理の方針としましては、人工林の保育・伐採・再造林という林業のサイクルを維持し、木材資源の有効活用を図るとしております。

施業方法としましては、防災配慮型での場合ですけれども、溪流の中心から一定範囲以内の立木は流木防止のために伐採するとともに、そのエリアは新植は行わない。また、重要なインフラに隣接する箇所は、倒木が影響を及ぼさないよう、施業に配慮する。そして、大面積の一斉皆伐は避けるといったもの。防災の観点は配慮しなくてもよい経営優先型のところにつきましても、伐採後は確実に植栽し、森林を資源循環林として更新させていくという方法をここでは書いております。

次の9ページでございますが、里山林施業につきましては、保育・管理方針は、天然林を維持できるように適宜間伐を実施する。そして、林業適地と一体的に施業できる場合につきましては、資源の有効活用を図っていくとしております。

施業方法としましては、落葉広葉樹林での施業は、定期的に更新伐を実施する。獣害のある地域では、高伐りするなどの対策を講じる。それから、常緑広葉樹林での施業につきましては、人為的な攪乱のために20から30年に一度モザイク状に伐採し、ギャップによる天然更新を図るとしております。そして、どちらも、外来種や竹は可能な限り排除していくとしております。

次の10ページでございますが、5の③の管理竹林施業につきましては、保育・管理方針は、放置により周囲の森林へ浸入・拡大が懸念される箇所において、重点的に拡大防止策を講じていきたいと思います。そして、林業適地と一体的に施業できる場合は、タケノコや竹材など資源を採取できるように、適正な密度管理を行っていきましょうというものです。

その具体的な施業方法につきましては、拡大防止のための施業では、面積が小さければ皆伐を行い、樹種転換を図っていきましょう。皆伐できない場合は、竹林の周囲に数mの緩衝地帯を設け、拡大しないように継続して管理を行っていく。そして、継続した管理が見込めない場所については、トタンの波板などの埋設など物理的な拡大防止削を講じていきたいと思います。また、資源採取のための施業としては、一定密度以下に抑えるとともに、きちんと若竹を残しつつ更新を図っていくとしております。

続きまして、5の④管理マツ林の施業ですけれども、大阪府内でマツ林は減ってきてはいるんですけれども、わずかながらまだマツタケ林として施業しているところもございます。そういったまとまってマツが生えている箇所は、景観や資源利用のために可能な限りマツ林として維持していきましょう。林業適地と一体的に施業できる場合は、資源の有効活用を図っていきましょうと。

具体的な施業方法ですが、マツにとってみれば下層植生が繁茂し過ぎないように、定期

的に除伐であったり、かき取りといったことが必要になってきます。特に資源採取のためには小まめなそういった灌木の除去等も必要となってきます。

次の12ページですが、5の⑤の針広混交林施業につきましては、保育・管理の方針は、林業適地の針広混交林はそのまま維持させていきましょう。林業不適地の場合の人工林では、積極的に針広混交林化を図っていきましょう。林業適地と一体的に施業できる場合は、資源の有効活用を図っていきます。

具体的な施業方法につきましては、針広混交林への誘導としましては、モザイク状に1ha未満の皆伐を行い、天然更新もしくは有用広葉樹の植栽を実施する。あるいは、強度間伐を行って地表面の受光を増やすことにより天然更新をしていく。植栽する場合は、遺伝子の攪乱を防止するため、周辺の山から採取した苗木または種とすることとしております。針広混交林を維持するためには、広葉樹を残すために、成長を阻害する人工林があれば伐採していきましょうということにしております。

最後の5の⑥照葉樹林への誘導ですが、保育・管理の方針としましては、生態系を保全すべき箇所においては、常緑広葉樹林の質を考慮しまして、階層構造をきちんと持って、そして、植生種数の多い照葉樹林に誘導していくということです。

具体的な施業方法としましては、アラカシなど単一樹種が優先する単純林であれば、選択的間伐を行い、他の樹種の成長を促しましょう。周囲に種子の供給源がない場合は、モザイク状に1ha未満で皆伐した後、地域の潜在的な照葉樹林の樹種を植栽していきましょう。植栽する場合は、遺伝子に考慮しましょうということにしております。

ちょっと説明が長くなりましたが、大きくは4の(3)の条件のこのツリーのところ、それから、5番のそれぞれの施業方法についてご説明をいたしましたので、ご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

【増田部会長】      ありがとうございます。

3つぐらいに分けてちょっと議論しましょうかね。PowerPointでいうと、前回の宿題をしていただいた3、4のところについてと、それと、要するに新たに条件設定するPowerPointの5番、6番のところ、それと、あとは、要するに具体的に人工林施業から照葉樹林への誘導という7番から13番までですかね。このあたりで少しご意見をいただければと思いますけれども。

前回にご指摘のあったところ、追加作業をしていただいたあたりについては、何かご質問ございますでしょうか。いかがでしょう。3とか4のところ。特にございませんか。ど

うでしょう。

【栗本委員】 前回、地質区分、地質も調べられていたと思うんですが、今回は褐色森林土だけなんですけど、地質で花崗岩であるとか大阪層群であるとか、そういったこともほんとは考慮したほうがいいと思うんですが。その辺は？

【増田部会長】 その辺、どうですか。前回も多分地質は出てなくて、元々やっぱり土壌調査からだけで、土地の生産力という意味から土壌からだけやっていたと思うんですけどね。もしも地質でそういう話が出てくると、多分これは危険度のところと連動していますので、そのあたりで多分地質とどう関係させるのかと。

【栗本委員】 表層地質ですね。

【増田部会長】 そうですね。大阪層群なんか、砂礫層がさっと落ちて崖がしやすいですから、そういうところとか、花崗岩は風化土壌が100年ぐらい堆積すると流れる危険が出てくるとか、多分、危険溪流のあたりでその議論をしたほうがいいのかもかもしれませんね。

ほか、いかがでしょうか。

ちょっと1点だけ私が気になるのは、16カ所で常緑広葉樹林の調査をしていただいていますよね。これの中で多分あまりそんな場所はないのかもしれませんが、生駒山系みたいにとか北摂山系か、もうほとんど高木層が発達してないと。ナラ枯れにやられたりマツ枯れにやられて。それも要するに下層植生だけで植生区分しておいたほうがいいのか、ひょっとしたら、高木層の発達してない林相はやっぱり林相としては区分しといたほうがいいのかではないかと。常緑とか針葉とか、その分類の中でやっぱり高木層のないという何か名称をつくって、そこを抽出してもいいのかなと。後にはあんまり大きくきいてきませんが、認識として何かそんなことができないかなという。

大体、3、4のあたりはいいですかね。これをベースに5、6ともう一度条件設定をやり直して、区分としては5タイプに分かれているんですかね。林業適地の中の経営優先型と防災配慮型、林業不適地のところの放置林と生態系配慮型と防災配慮型と。

このあたりについていかがでしょうかね。

【三好委員】 ちょっとその3、4のところとも関係するんですけども、今ご説明があったところは、主にかなりもう経営計画が立てられているところのお話であるとかも含めて、比較的優等生といいますか、条件がいいところを見ていっている気がするんです。林業適地として抽出されたのが、例えばオーバーレイして全体の17%しかないということ

とは、逆に言えば、残りの83%がどうなっているのかということに対する情報も欲しかったなという気がします。それで、5シート目の区分でいくと、どれぐらいの面積割合になるのかなというのがすごく気になるところです。

【増田部会長】 そうですね。私もそれは事前に来られたときも、大まかにこの5つの区分でどんな面積配分になるのかと。多分、条件設定を変えられる前が17%ですよね、計画路網を入れられない場合。計画路網を入れられたら、この17%、9,900haぐらいのやつが具体的に何haぐらい抽出できるのだろうか。これ、三好先生と同じように私もかなり気になっていてですね。

その辺、いかがですか。面積までは出していない？

【浦久保森づくり課主査】 ちょっと今回、作業が間に合いませんでした。面積は出ておりません。

【栗本委員】 これ、多分なんですけど、計画路網をきちんと上げているところは森林経営計画地だけですので、どうしても少なくなっていてね。そのことを今お話しされていたんだと思うんですけど、この200m以内をもう少しルーズにというか、考え方を変更すると、地域森林計画対象民有林の中でいろいろ考えると林業適地というのはもうちょっと増えるんじゃないのかなと。その林業経営計画に縛られないとね。そういうことじゃないのかなと。

【増田部会長】 と思いますね。私もその辺は、極端なことを言うたら、計画路網からの200mという条件を外してみたら一体どうなるんかと。極端なことを言うたら、傾斜度35度以下と森林褐色土壌だけで要するに林業適地をやってみたらと。なぜかという、路網整備というのは傾斜度35度以下のところでもかなりやっぱり路網整備が進むわけで、そうやって考えると、要するに路網の条件よりも①、②の条件で一体林業適地がどれぐらい抽出できるのかみたいな話も大事と違うかなと。計画路網は、かなりの大阪府下の森林全部に計画路網が立案されているといいんですけどね。

その辺、どうですかね。

【浦久保森づくり課主査】 実は増田先生にご説明した後に、その斜度と褐色森林土という2条件で林班ごとでオーバーレイをしてみたんですけども、どうしても我々が思っている河内林業地の河内長野ですとか千早赤阪村、それから和泉市のあたりというのがわりとやっぱり傾斜が急でして、経営計画の認定されているところ、または予定地というのがわりと多く外れてしまうというのがわかりまして。ということで……。

【増田部会長】 むしろやっぱり計画路網というのか、路網をちゃんと入れといたほうが拾いやすいと。

【浦久保森づくり課主査】 そうなんです。ちょっと現実と離れてしまうかなということとで。

【池口森づくり課長】 このA3の資料2-1がございますよね。

【栗本委員】 話の途中で大変申しわけございません。この条件はオーバーレイをしている条件なので、例えば35度以上でも計画があればオーケーですよという、そういう考え方をとるのか、この条件、この条件、この条件に当てはまるからということなのかによって、今の考えは全然違いますので、そこはどうなんですか。この35度以上でも、計画路網があれば林業適地として認めるんですよというのかね。

【増田部会長】 だから、これ全部、a n d、 a n d、 a n d条件なのか、o r条件なのかということですか。②、③がo r条件なのか、③がo r条件なのかどうかと。その辺、どうですか。

【浦久保森づくり課主査】 一応それはa n dと考えていまして、「かつ」の条件です。ただ、計画路網ということではいいますと、まだ今現状では路網がないところにもつけられる可能性はどこにでもあるわけですね。それというのは、やっぱり所有者さんの意向ですか、林業経営していくという意向があるところについては、多少急傾斜であってもいろいろな方法で路網を遠回りさせたりすることもありますので、一概にこの物理的条件だけでは林業適地というのが決められないのではないかと考えております。

【増田部会長】 ひとえに多分、前回やったら17%しかカバーできなかったと。人工林のうちでいうと22%だったと。これを要するに計画路網を入れてどれぐらいの間隔に行ったかというのがやっぱり非常に大きな話で、それで、極端なことを言ったら、大阪府下の人工林のうちの5、6割カバーできてるというんだったら妥当なシミュレーションやし、それは8割方はやっぱり林業不適地になって、要するに林業不適地ということは、基本的には市場経済的枠組の中で施業できないということですよ。何らかの税金で先行投資するとか、あるいはボランティアでやるとか。要するに経営的に回らないところが8割ですよみたいな答えになってしまって、それでいいのかどうかという話だから。ひとえにやっぱり5、6割ぐらいカバーできるような条件になっているかどうかの一遍チェックはぜひとも早目にやってほしいなと思うんですけどね。

【栗本委員】 泉州とか南河内の傾斜が35度以上のところを私も知っていますけども、

ちょうど微妙な角度で、あれは37、8度ぐらいなんですよね。ちょうどね。そういうところが非常に多いんですよ。だから、そこが非常に難しいと言えば難しい。

【増田部会長】 やっぱり出てきた最終的な数値が大事で、それを例えば40度まで要するに一度バーを上げてみたらどれぐらいカバー率が上がるのかみたいな、そういう鉛筆をなめると言うとおかしいですけど、条件設定していくときにやっぱりその辺のことをしないと多分、あんまり条件ばかりやっても、結局最終的な答えが要するに1、2%しか変わりませんと言うたら、何をやっていることかということになるので。

【長島委員】 傾斜も35度以上、以下で分けているんですけど、その40度まで一気に伸ばすのではなくて、35度以下が一番望ましいと。でも、そのとき40度の範囲でももしかすると準適地みたいなのが出てくるかもしれないということで、ちょっとこう、枠をもう1個広げてあげて、その適地、不適地の中に適地、準適地みたいなものをつけてもいような気はするんですけどね。

【増田部会長】 多分ひとえにやっぱり出てくる答えやと思うんです。やっぱり大阪府内の特に人工林のカバー率ね。今22%やと言っていたやつが、今回ちょっと上がりますよね、計画路網を入れたら。上げて3割ぐらいで、あと7割不適地ですよとなってしまったら身もふたもなく、やっぱり人工林の5、6割とか6、7割がカバーできてますと言うのやったらある一定わかりやすいと。ちょっとその辺の出し入れしてみないといけないと思うんですけど。

【池口森づくり課長】 それは35度というのを決めてしまうと、ちょっと先ほど言いましたけど、資料2-1のこの絵でいくと、もう河内長野とか、これ、皆外れてきて、そこがもう救いようがなくなっちゃうんですよ。

【長島委員】 白くなっていますね。

【増田部会長】 そうでしょう。

【池口森づくり課長】 ですので、それは「かつ」じゃなくて、やっぱりそういう以外のところでもやられているところについてはいろいろ工夫されてやっているというところで、やっぱりorということをやっていないと思いますね。

【増田部会長】 だから、その辺はちょっと考えてみてください。

【池口森づくり課長】 はい。

【増田部会長】 あと、6ページ目、三好先生、どうですか。防災対策をまず優先的にやっぱり一遍抽出してみたらどうでしょうかというご指摘をいただいて、山地災害危険区

域というのをに入れて、大阪府下では5,000haですから、大体1割程度ですね、全体の。それぐらいの認識ですか。それとも、もっとありそうだという認識ですかね。

【栗本委員】 これの5なんですけどね。生態系保全・エコアップと書いていますけど、例えば生駒山系もそうですし北摂もそうですけど、生態系保全もとても大切なんですけど、やっぱり景観保全も非常に重要なんじゃないのかなという気がしましてね。景観保全のための森林施業と生態系保全のための森林施業はちょっと違いますので、そこら辺、どっちを重視したほうがいいのかというのはちょっとご議論していただいたほうが。例えば国定公園の周りのほうで法的制限林なんかもありますし、そういうことを考えると、どうしていくのがいいのかということはここで考えておく必要があるんじゃないのかなと思います。

【増田部会長】 だから、景観保全に関しては、一度、国と一緒に仕事をした中で、環境インフラの構築というようなやつをやったときに、各市役所から見える周辺3山系で各市役所から見える可視エリアを抽出した図面が評価の中に入っていると思います。そういう考え方が1つと、もう1つは、レクリエーション林ですから、今ご指摘のあった自然公園と自然公園法でカバーされているところ、あまり大き過ぎると問題ですけども、自然公園法、府立と国定公園、それと、府が園地整備をしているところ、そんなあたりですよ、景観上の話でいうと。

【池口森づくり課長】 遠くから見るというよりも、やっぱり園地であるとか、歩道を歩きながら周辺の山を緑がどうなのかということについての景観というのは、やっぱり大分配慮しないといけないと思うんですよね。先ほど近畿圏のランドデザインのときに市役所から見たという、そういう景観で見たときに、今、子供たちなんかと話をすると、山はみんな緑できれいだと言うんですよね。それは中に入ればもう荒廃してぼろぼろなんですけども、外目には緑で覆われているというのがあるので、その辺をどう考えたらいいかなのもあるんですよね。やっぱりスギ、ヒノキの山が広がっていると緑できれいなことはきれいなんですよね、その辺の常緑であっても。ただ、そこにもうちょっと紅葉するような木があったほうがいいのかとか、そういう景観まで考えていくのかというのはちょっとある程度考えとかなあかんのかなと思って。

【増田部会長】 多分、大阪府でされている話でいうと、生駒山系の花屏風という話からいうと、やっぱり竹林だとか、あるいは人工林の1年中変化しない緑、それに対して、やっぱり春、夏、秋、冬と変化していく緑みたいなやつの方がそんなあたりは少し景観

上価値は高いと。だから、後で見えていくときに、ひょっとしたら、今の話からいうと、⑥の照葉樹林への誘導みたいなこういう生態系保全施業的な話と景観林整備施業的な話がタイプとして出てくるかどうかと。

【栗本委員】 5の④では景観のことについて書いていただいているんですね。

【増田部会長】 そうですね。そのあたり、ひょっとしたら考えないといけないかもしれない。

この辺の生態系保全のエコアップのところの希少種の生息地とかホットスポットというのは、図面にはまだ落とされてないんですか。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね。ホットスポットにつきましては、わりと大きなエリアになっていますので。

【増田部会長】 ぼやっとかなり大きなエリアですから。

【浦久保森づくり課主査】 それ以外に、ここにはちょっと書いてないんですけども、国立公園の特別地区ですとか自然環境保全地域といったところも、このツリーとは別の時点で、もうその次元で、そういうところは特別に配慮するというで法的にも決まっている箇所もありますので、そういうところはこのツリー以外のところに存在するのかなということもちょっと中では考えていたんですけど。

【増田部会長】 なるほど。だから、基本的には施業のタイプの5番以下、7ページ以下で話をするとき、今みたいなこれに当てはまらない、当てはまっても特に配慮が必要なというのは、何か項目を今つくっといたほうがいいかもしれませんね。特別保存地区だとか、あるいは、要するに希少種の天然記念物の指定を受けているとか。そういうのは入れたほうがいいかもしれませんね。

これ、山地災害危険地区というのは、大体大阪府の森林のうちの1割ぐらいでいいんですか。

【三好委員】 そこについてですけども、山地災害危険地区という抽出方法というのは、あまり私のイメージには合ってませんで。

【増田部会長】 そうですか。

【三好委員】 はい。山地災害危険地区というと、下流が土石流危険溪流とかにつながるその上流域の流域でくくるというのが大体だと思えますけれども。そうじゃなくて、大きな土石流危険溪流に指定されていないような小さな溪流であろうが、流域の周囲は全て管理範囲として大きな木は全部切ってしまうということが必要かと思えますし、それと

か、道路沿いですね。主要幹線路とかそういったところの周囲を切るといふことのほうが大事ななと思うんです。そうすると、山地災害危険地区の指定箇所とはかなりずれた分布になります。

**【増田部会長】** これ、大阪府の森林税で主要道路沿道の要するに危険エリア、危険地区、あるいは保全家屋なんか流末にあるところの危険溪流の谷筋の除伐、そのあたりはどうやって抽出されているんですか。

**【赤井森づくり課参事】** 山地災害危険地区の中に、ご説明をまずさせていただきますと、一応危険地区の区分としまして3つございまして、1つは山腹崩壊危険地区、2つ目が地すべり危険地区、3つ目が崩壊土砂流出危険地区というのがございます。

1つ目の山腹崩壊危険地区というのは、いわゆる斜面ですね。地質とか地形とか勾配とかから点数づけいたしまして、崩壊の危険性の恐れがあるところを抽出しております。ですので、位置的には、例えば三好先生おっしゃったような道路沿いの森林斜面が含まれておったりしております。

2つ目の地すべりは、これは地すべりの兆候が出たところが、まさに過去に動いたとかいうところが地区にされておりますけれども、府下では3カ所しかないというところがございます。

あと、3つ目の崩壊土砂流出危険地区というのは、いわゆる土石流の発生の恐れのある場所ということで、溪流とその周辺の流域が面的に把握されているということでございますので、今その3つ合わせて5,000ということでお示しさせていただいておりますので、いわゆる道路沿いで危険な箇所というのが山腹崩壊危険地区に該当するのかなと考えておりますので、そういうのも図面化されておりますので、またオーバーレイなりさせていただきながら、お示しさせていただこうかなとは考えております。

先ほど栗本委員から地質の話をお願いしたんですけども、この山地災害危険地区の危険度の判定の1つの要素としまして、地質というのも入っております。例えば火山性の第四紀堆積物とか火山岩系とか、あと、深成岩、花崗岩系で6分類されておまして、それぞれでそういう地質のところで傾斜がきつときは点数が何点という、そういうスコア表がございまして、それによって危険度の点数づけはされているという内容でございますので。今見てみますと、やっぱり花崗岩のところは点数が高く設定されておりますので、一定この危険地区の見の中で点数、危険度の高いことというのが例えば花崗岩だったりということは一応要素として入っていると考えておりますので、またそこもちょっとつぶさには見

ていかないといけないと思うんですけども、一応地質図に関していえば、この危険地区の中で評価は一定されているという認識をしております。

以上です。

【増田部会長】 あと、これ、一生懸命今ここで、5ページ目で5つの森林タイプに分けたでしょう。ところが、その次の7ページ以降になると、その森林タイプ、何もきいてないんですよ、施業管理に。全くそれとは関係なくに施業管理は、極端なことを言ったら、1番から6番までの施業タイプと。というと、一生懸命分類した意味がないんですよ。これが施業タイプに引っ張っていけるのだったらいいんですけど。唯一施業タイプで引っ張っていているのが、人工林だけは人工林施業でやるというやつと、要するに針広混交林施業へ一部樹種転換しますというここだけはきいているけど、それ以外何もきいてないですよ。そのあたりもちょっと気になるんですけどね。

だから、そういう話でいうと、極端なことを言ったら、防災配慮とか生態系配慮とか景観配慮とかいうのは、むしろ面としての話やなしに、施業計画を立てていくときの配慮事項として考慮しないといけないと書き込むほうがタイプとして分類するよりもいいのかもしれない。

【池口森づくり課長】 三好先生がおっしゃっておられるのは、そのタイプじゃなくて、その道路沿いであるとか、土石流が発生するような溪流なんかは、その周り、木を切ったらいけないというのはもう入れておけという、入れておかないといけないということですね。その分、さっき言っていたいろんなことがあっても。

【増田部会長】 原則論的なね。その施業のときのね。だから、何かそういうほうがひょっとしたらいいのかもしれないんです。景観林対策にしても、基本的にはやはりレクリエーション林なり景観林として魅力アップみたいなことに対して少し考慮しなさいみたいな話とか、生態系のところについては多様度をどう高めていくのかということに対して配慮しなさいとか、何か配慮事項として挙げていくようなことのほうがひょっとしたらいいのかもしれない。

【池口森づくり課長】 はい。

【増田部会長】 というので、その次の7ページから13ページまで、このあたりについて議論としてどうでしょうかね。

【三好委員】 今まさしく出ていた話だと思うんですけども、5の①、8ページ目に相当するんですか、ここだけは防災配慮型での施業というのが入っているんですけども、

その後一切その防災配慮型の話が出てこなくなってしまうところがおかしなところですね。これは①の人工林施業区分の中だけに防災配慮型が必要なんじゃなくて、やっぱり外に出して、どの区分であっても必要な部分については防災に対する配慮が必要であるという項目をやっぱりつくったほうがいいと思うんですけどね。

【増田部会長】 　だから、本当は、それだからこういうふうに分かれていたら、全部、里山林施業の中でも防災にかかわるところに関しては、やっぱりこの防災配慮型での施業というのが書き込まれないといけないと。

【三好委員】 　この全部に一々書き込んでいくというやり方もあるし、外に出して……。

【増田部会長】 　あるいは、基本原則として、先ほど言った配慮としての原則論という形に外出しにしてみると。

【三好委員】 　はい。

【増田部会長】 　ほか、いかがでしょうかね。お気づきの点、どうでしょう。

【栗本委員】 　細かいことで申しわけないんですけど、誤解されているかもしれませんが、「溪流の中心から一定範囲内の立木は流木防止のため伐採すると共に、新植は行わない」と書いているんですが、僕が去年、おととしの豪雨災害のところをずっと見て回ったら、結構スギ林なんかは下流の急激なところ以外のところにおいては土石流を防止している効果もありますし、流木も捉えておりますので、切ってしまったがために摩擦力を弱めずにそのまま一挙に流れてしまうということもありますので、そこは丁寧に議論したほうがいいと思うんですけどね。だから、有用な林もありますので、一定程度成長した有用な林がありますので、今、三好委員のほうからちょっと全て切ったらいいというご意見もありましたけど、私はそうは思わないですね。

【池口森づくり課長】 　溪流をずっと下から上まで切つてしまえばあれでしょうけど、やっぱり残ってしまうと流れてくるのがありますから。

【栗本委員】 　一挙に流れてしまうから。

【池口森づくり課長】 　それをどうするかというのがね。なかなかそういう理想論というのも。

【栗本委員】 　だから、そこは勾配とか斜面とか、そういうことを見ながら、却って防止している機能の森もありますから、そういうのを見ながら丁寧なことを考えたほうがいいと。

【池口森づくり課長】 　そうですね。だから、その辺を溪流ごとに見ていくのがそこま

できないので、こういうタイプのところはこういうという、そういう配慮的な書き方というものに。

【栗本委員】 だから、そこの表現は、こう言い切ってしまうとね。言い切ってしまうとそうなってしまいますので。

【池口森づくり課長】 浸食もそうです。

【栗本委員】 はい。そこの表現はちょっと工夫してほしいなど。

【増田部会長】 だから、ひょっとしたら、やっぱり外出しで配慮事項として防災配慮というのは一体具体的にどう考えるべきなのかね。同じことが生態系保全もそうなんです。基本的には生物多様性にとっては水の存在というのが大事で、谷筋が大事なんです。谷筋のところを全部丸裸にしてしまったら、かなりやっぱり多様性は劣化するんですよ。そのあたりもどう考えるのかというので、一律じゃないですよみたいところをきっちりどこかで書き込まないといけないと思うよね。ひょっとしたら溪流の斜度によるのかもしれないね。切らないといけないところと切るところは河川勾配によるのかもしれないよね。

【長島委員】 あと、鹿の対応ですよ。それもあまり書いて、獣害のある地域では高伐りするとか、里山林施業には書いてあるんですけど。それ以外に何か植栽しましょうとかというのがある中で、鹿の対策をどうするのかというところもちょっと書いておく必要があるのかなという気がしますね。

【増田部会長】 もう1点、この表の中でいうと、ナラ枯れ、風倒木のところが一律「危険箇所の処理後②」とか、要するに風倒木被害の「処理後①②⑤」とか書いてあるけど、これはやっぱりちゃんと表を完成させようと思うと、極端なことを言うと、風倒木被害の林業適地のところについては①やと、林業不適地のところについては⑤やとか、ちゃんと書き込んだほうがいいんじゃないですか。この表、何か関係ないように書かれていますけど。ナラ枯れも一緒に、ナラ枯れ跡地が本当に森林褐色土壌で、かつ、路網もあって傾斜度も低ければ、林業施業したらいいわけで。ナラ枯れ跡地は文句なしに②やという話ではないんじゃないんですかね。これでいくと、やっぱりこの表、特に気になるんですけど、この表でいくと、林相で全ての管理タイプを決めてしまっていてね。前の4番までやってきた作業がほとんど生かされていないので。

ここでもう1つ気にしておいてほしいのは、お金を生み出す森林とそうじゃない森林で、ここに書いてある人工林、これは経済林だと。針広混交林も経済林なのか経済林じゃない

のか、あるいは里山林も経済林であるのか経済林でないのかと。金を生み出す林なのか、材として要するに金を生み出す林なのか生み出さない林なのかと一切。この表の中でその辺はどうお考えになっているんですかね。さっきのカバー率というのもきいてくるんですけどね。要するに、大阪府の森林はもう2割しか経済林がなくて、あと8割、何らかの意味で税金を突っ込んで要するに守っていかなあかんねんと言いつけるのかね。極力やっぱり経済林として回して行って、足りない部分だけ税金投入するんやみたいな論理構成を根本的に考えるのかね。いや、880万人から金を取ったらちゃんと、多面的機能のほうが重要やから、経済林よりも。それで割り切って、要するに大阪府は施策を展開していくねんと言いつけるのか。

農業部門もお手伝いしていてね。今まで、前期のアクションプランまではどちらかという和多面的機能でね。どちらかという、もう要するに産業として農業を大阪府下の農業では見られないのではないかとということですとずっと来ていたのを、今回、去年書きかえた農業アクションプランでは、やっぱり経済活動の中で極力カバーしていくとか、成長産業化させることによってカバーしていきましょうという論調に大きく変えたんですよ。

だから、ここもそういう面でいうと、いや、880万人という都市を守ろうと思ったら公的機能もやっぱり根本的で、そこをベースに森林経営をやっていきますと考えるのか、やっぱり極力経済林として、要するに儲かる林業と言うとおかしいですけど、少しでもお金になる林業ということはかなり目指して今回この指針づくりをするのかという根本的なスタンスね。

**【池口森づくり課長】** 現在考えているところでは、森林環境税というのを入れて、林業的な健全なとか、健康な森とか、手をかけることによって林業的な手法によって森を稼がせていこう、経営していこうというのは基盤づくりでやっていますけども、森林経営計画を立てているところについてはそれを通していこうと。逆に言えば、それ以外のところについては経済林としてなかなか難しいんじゃないかということを考えていますので、どちらかという、880万の人間が住んでいる周りの山、これについては林業的なところについては経営計画を、それ以外のところについては多面的機能というのが今考えているところになります。

**【増田部会長】** なるほど。だから、そのときに規模観なんですよ。極端なことを言うたら、経済林として、選択と集中でいくと、経済林のところでは路網整理みたいな集中投資をして、経済林として要するに経営していきますと。あとのところはやっぱり税金投入し

て公的機能を担保しますみたいな、その辺の大きな政策投入のスタンスをやっぱり示さないといけないのを、その辺をやっぱりちゃんと腹を据えてビジョンを持たないといけないのではないかと思うんですけどね。そのときに経済林として回していくのが大阪としては要するに2割ぐらいが目標なのか、3割、4割ぐらいまで経済林として路網整備に集中投資しますみたいな腹をくくるのかね。その辺のシナリオ、どっちに据えるのかと。多分、その辺の骨太が今すごく要るんだろうと思うんですけどね。

その辺、栗本さん、いかがでしょうかね。

**【栗本委員】** 林業適地の中にシイタケの原木とかまきとかが非常に今逼迫しております、森林組合でもシイタケの原木の要求に賄い切れてないんですよ。そういうことを考えると、林業適地というのは何も人工林だけではなくて、シイタケの原木とかまきとか、そういうのも含めてもらった中で里山の整備ももう1回見直していただけると、今、先生おっしゃったようなことが言えるのじゃないのかなと思いますね。林業適地がスギの木の人工林となってしまっている、この図がちょっと次のページとうまく連動してないんじゃないのかなと思います。

**【長島委員】** 里山林でもやっぱり積極的に道を入れないと管理が進まないんですよ、結局は。なので、管理をしようと思ったら、おそらく道は入れないといけないということになるし、道を入れずに管理したとしたら、じゃ、その材をどうするんだという話におそらくなって、かなり間伐をして切っていってもそこに放置していくというのも、その森林資源としてそれを利用するというのもまた重要なことだと思いますし、放置していてそれが流れてきたらどうするんだというまた別の問題が出てくるかなと思うので、基本的にやっぱり管理するということは利用をする。儲かるかはわからないんですけども、少なくとも少しはお金にかえていくということをやっぱり前提に考えるべきじゃないかなと思いますね。

**【栗本委員】** それはそうなんです。国なんかはもうスギ、ヒノキ一辺倒ですので、せっかく大阪ですので、都市近郊ですので、林業の中にやっぱり天然林とかの広葉樹をきちんと組み込んでいただいて、そういうことをすることによって特色ある大阪の林業がかえって目立つんじゃないのかなと思いますので、ぜひそういうことを考えてほしい。

**【増田部会長】** だから、極端なことを言うたら、いい話で、今の②が要するに落葉広葉受理と常緑広葉樹は里山林施業と書いてあるんだけど、ここの中には林業適地で要するに路網から200mのエリアで35度以下という、非常に活動もしやすいし、シイタケ栽

培にしろ、何らかの経済林として展開できる可能性を持っているわけですよ。里山としての経済林。そのあたりが、もうここに来てしまったら林相でやっているから、4ページ、その前のここでやったことが全く配慮されない単純な施業方法に行っているのです、大きな問題だと思うんです。

【池口森づくり課長】 おっしゃるとおり、今の区分では途中からスギ・ヒノキ林を見て林業やというのかという区分になってしまっています。ですので、今おっしゃったように、スギの木以外にもいろんな手段が、シイタケ原木にしても、いろんな方法があるやないかということころは、我々も林業というこの区分には考えてなかったんです。

【増田部会長】 そうでしょう。だから、経済林という形で見ると。ちょっとでもお金になる林ね、何らかの。だから、そういう視点で見たときに、それと同時に、防災だとか景観だとか生態系というのはむしろ外出しで配慮事項としてきっちり書き込んで、施業として見るのはやっぱり経済林と要するに非経済林みたいな形で、経済林の中では木材供給の人工林だけではない経済林があり得ると。

【池口森づくり課長】 その区分表を7ページに入れてあるんですけども、落葉広葉樹林、常緑広葉樹林というのが左端の行の3つ目、4つ目に出てくるんですけども。要するに、我々、林業適地というクロスのところを見ると、広葉樹林のところを林業適地ということになると、そこにスギ、ヒノキを植えないといけないという頭が、スギ、ヒノキになってしまうんじゃないかというのがもちろんありましてね。

【増田部会長】 いやいや、そうではないでしょう。

【長島委員】 その必要はないですね。

【池口森づくり課長】 だから、そういう里山の中で林業としていろんな道があるやないかというのをそこまでここで表現し切れてないし、あまり考えてなかったんです。

【増田部会長】 だから、経済林として活用するときに、道はあるということは非常に有利な話で。だから、ここの中で、竹林もそうだと思うんです。全部が全部竹林、がまざり話ではなくて、竹林はやっぱり経済林の1つとして、やっぱり農業展開してもらいたいような竹林とそうじゃない竹林があると。

【栗本委員】 特に大阪の場合は山火事が怖いのですのでね。やっぱり道をきちんとつけて、そこは消防団、消防車が入れるようにしとくというのは喫緊の課題だと思うんですけどね。

【長島委員】 私、逆に、その場合に林業、この不適地とされている場所が、今ここに

示された管理ができるのかと逆にちょっと思うんです。道が要するに入らないようなところが林業不適地になっていくとしたら、おそらくそこに行くのが困難になるので、ここに記載されているような多分施業が難しくなってくる可能性があるんですね。逆に、そういうところをどうしていくのかということをもた別枠で考えていく必要があるかなと思いますね。

【池口森づくり課長】 そうですね。不適地イコールもう道がないということ……。

【増田部会長】 それも事前に来られたときに言ったけど、極端なことは林業不適地はほとんどこの放置林というタイプになってしまうだろうと。

【長島委員】 そう。なってしまう可能性がある。そうなんです。

【増田部会長】 そうなったらまずいんじゃないのと。

【池口森づくり課長】 林業適地、林業不適地という区分の言葉がちょっとよくないですかね。

【増田部会長】 経済林という言葉を使ってもいいかもしれません。経済林としてやるときには、当然人間活動と傾斜度というのは関係していますから、やっぱり人間活動がある一定できるやっぱり35度以下という条件と、人間活動ができる、あるいは経済活動ができる路網整備というのが重要で、あとは、土地の生産力としての森林褐色土壌まで入れるかどうかですけどね。それは入れても、この図を見ていたら、森林褐色土壌でほとんど評価はあんまり決まってないと思うんです。かなりの部分が、森林のあるところはほとんどが森林褐色土壌ですから、極端なことを言うたら入れても入れなくても一緒で。

そうやって考えると、経済活動を支える要するに基盤という形で5ページ目のフローチャートを見てもらっても間違いはないんだろうと思うんですけどね。その中で多分それを受けて、7ページ目のところをもう少し丁寧に施業方法を考えなアカんと。それは、このごろ要するに針広混交林をして例えばケヤキと混交林にしなさいとかね。それも基本的には材として売れるということを国も意識しているわけでしょう。あるいは、このごろ要するにいろんな木材加工の技術が出てきたから、広葉樹の端材を組み合わせると1つの要するに売れる板をつくれるみたいな、そういう形やとか、あるいは、大消費地がありますから、農業経営でしようけど、シイタケやとか。

【栗本委員】 混交林は非常に誤解があるんですけど、混交林はなかなかないです。ので、跡からやると。やっぱりモザイク的な考え方のほうがいいですよ。

【池口森づくり課長】 混交林というその理想的なことをやって、スギの木をできるだ

けだんだん減らしていこうというのを。

【栗本委員】 モザイク状にその領域がなっているという、そっちのモザイク状の植生を重要視したほうが。なかなか混交林化には進まないと思うので。

【増田部会長】 たまたま去年の年末に大分で日田の林業のあたりを見たら、結構あそこは大阪以上に混交していますよね。モザイク状にね。

【栗本委員】 モザイク状になっています。

【増田部会長】 モザイク状ですよ。だから、結構見た目もきれいだし、多分、防災的にも強いし、生物多様性には高いということだと思っんですけど、日田の林業地域を見ると。大阪はやっぱり植林できるところというのはかなり単一化しているみたいな感じがしますのね。

あと、いかがでしょうかね。大体予定の時間ということですけど。

ちょっと振り返ってそういうことでいいのかなんですけど、1つは、スライドの5ページ目のところですね。ここについては、一度大まかなこれでやってみたときのボリューム感は一体、5万3,000haが一体どんなボリューム感になるのかと。それは前のやつをやっているはずやから、できるはずですよ。前のボリューム感が19と22やとかいうふうに。そのボリューム感は1つ押さえてほしいという話と、その次の7ですよ。7ページのこの施業区分のところについては、スギ、ヒノキがすなわち経済林ではなくて、やはり道があって傾斜度が緩いと経済活動ができるという視点で見て、それで、要するに木材利用だけではない経済林みたいな形の視点を入れたいかというのが非常に大きな視点と。

もう1つは、きょう出てきて、防災配慮とか景観配慮、生態系配慮というのを外出して横串を刺すような形でこれを組みかえたら一体どうなるのかと。

【栗本委員】 それか、逆に、やっぱり大阪のことですから、一番先に防災対策が必要な森林かどうかまず見ると。後から、そうでないということでいろんな事業を展開。防災配慮の場合は、やっぱり最優先で防災配慮してくださいと言い切ってもいいんじゃないのかなと。

【池口森づくり課長】 防災配慮というのは、そのエリア的な防災配慮とその線的な防災配慮と両方あるという。

【増田部会長】 点的なやつがあるのでね。

【栗本委員】 両方入れてでも、とにかく防災は最優先やでと。防災のところを出して、

それ以外のところでいろんな展開をすると。防災のときはもう防災に配慮してこういう施業と。人工林であろうが広葉樹林であろうが、防災林としてこうやってくださいと言うほうが府民の人には親切かなと思いますので。

【増田部会長】     それが1割ぐらいでおさまっているのと、それと、防災林は基本的には経済活動の中で保全するのではなくて、やっぱり税金で保全するんですと言い切れたらいいんですけどね。その話ですわ。

【池口森づくり課長】     そうですね。イメージ的に生駒の山は半分ぐらいはもう防災林になってしまうのと違うかなとか。とてもじゃないけど金は入らない。

【増田部会長】     それを全部税金でやり切ると言い切れるのかどうかと。それもボリューム感だと思うんですけどね。そのあたりを次回に向けて。

次回で結論を出さないといけないのでしたっけ。

【原みどり推進室長】     いえ、この議論の状況に応じてフレキシブルに考えるべきかと考えております。

【増田部会長】     そうですね。今日いただいた意見って、割とこれから検討していくときに非常に大きな視点をいただいていますので、ひよっとしたら次回1回では終わらないかもしれない。

【栗本委員】     それで、あくまでも整備指針ですのでね。防災林のためにはこういう整備をしたほうがいい、しなさいよという指針ですので、防災林になったからといって、いわゆる公共投資という考え方ではなくて、防災林のときには人工林であったとしても、今おっしゃった溪流のところの危険な急傾斜の急な溪流のところでは流木になるので切りましょうとか、そういう話は、それは何も公共でやる必要はなくて、そういう整備の指針という割り切りを持ってとしていたらと思いますけどね。

【池口森づくり課長】     そうですね。配慮指針としてやっぱりどれだけ入れていくかですわね、細かいことを。

【増田部会長】     よろしいでしょうかね。少し今5番のフローチャートそのものも2種類の考え方ができるのではないかと。あとの対策の考え方はほぼ一緒だと思うんですけど、7ページの改定に関しては。そのあたり、少し議論をするというのと、きょう、黒田先生はご欠席ですので、一度、きょうの議論も踏まえてご報告いただいて、少しどんなお考えをお持ちかというのちょっとヒアリングしていただけるとありがたいですけどね。

【原みどり推進室長】     わかりました。

【増田部会長】 よろしいでしょうか、そんな感じで。

ありがとうございます。それでは、今日、私のほうでいただいております内容については、ほぼ議論ができたかと思えます。事務局に、またその他がございますけれども、お返ししたいと思います。ありがとうございました。

【司会（鉄羅技師）】 以上で予定しておりました内容は終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

なお、本日の議論を踏まえまして、次回ですけれども、また先生方と日程調整をさせていただきつつ開催させていただければと思えますので、お忙しい中とは存じますけれども、ご出席をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、平成30年度第2回森林整備指針検討部会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

—— 了 ——